

令和2年11月 2日

保護者様

岡山県立岡山工業高等学校
校長 文谷 元信

感染症に係る出席停止等の取扱いについて

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が県内で急激に進んでおり、非常に深刻な状態になっています。学校としても感染症の拡大防止に全力を挙げて取り組んでいるところですが、インフルエンザの流行期に入ることから、さらに学校、家庭で連携しつつ感染症対策を進めていく必要があります。

引き続き学校における感染症予防対策への御理解、御協力をお願いいたします。

また、先般、岡山県教育委員会から、インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、治癒証明書の取扱いを変更するよう通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、次に示す対応等については、感染症の感染拡大状況に伴い変更する場合がありますが、その際は本校ホームページ等で随時お知らせいたします。

記

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

従来は治癒後再登校時に学校指定の「治癒証明書」（医療機関が記入。医療機関の証明が必要）の提出が必要でしたが、今後は「インフルエンザ罹患報告書」（別紙Ⅰ 保護者が記入）を学校に提出していただくこととします。

再登校時に受診して医療機関の証明をもらう必要はありませんが、きちんと医療機関を受診してインフルエンザの診断を受けた場合のみ出席停止の対象となります。

インフルエンザ以外の感染症については従来どおり「治癒証明書」に医療機関の証明をもらってから再登校していただくこととなります。

2 「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票」（別紙Ⅱ）について

1の「出席停止となる事由」のいずれかに該当する場合のみ出席停止の扱いとなります。

4の「出席停止期間中の様子」に必ず症状と経過を記入してください。

症状が4日以上継続する場合（4日以上登校しない場合）は、必ず受診してください。

3 その他

- ・朝、登校前には必ず検温し、発熱があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見るようにお願いします。
- ・うがい、手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底してください。
- ・「治癒証明書」、「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票」の用紙は本校ホームページからダウンロードできます。再登校後、速やかに提出してください。用紙を提出されない場合は出席停止扱いになりません。
- ・お子様自身に症状はないものの、登校について御不安な場合は、担任を通じて御相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症感染疑いで本人または同居する家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合は、速やかに本校保健室に連絡してください。

<参考>

インフルエンザの出席停止期間は次のとおりです。

①、②の両方を満たしたら再登校可能です。

①発症した日の翌日を1日目として5日を経過していること。

②解熱した日の翌日を1日目として2日を経過していること。

インフルエンザ罹患報告書

【発症日からの経過】欄



発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	11月 5日(木)	7時30分: 36.7℃	19時00分: 38.8℃
1日目	11月 6日(金)	8時30分: 38.6℃	20時00分: 37.8℃
2日目	11月 7日(土)	8時00分: 37.6℃	20時30分: 36.7℃
3日目	11月 8日(日)	7時00分: 36.3℃	18時15分: 36.4℃
4日目	11月 9日(月)	7時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃
5日目	11月 10日(火)	7時00分: 36.3℃	20時00分: 36.4℃
6日目	11月 11日(水)	6時00分: 36.3℃	時 分: °C
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 °C

【事例】

11/ 5 (木) 帰宅後、発症

11/ 6 (金) 受診して、インフルエンザA型と診断

11/ 7 (土) 解熱

11/ 9 (月) 解熱後2日目

11/10 (火) 発症後5日目

11/11 (水) 登校可

*保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出する。

※出席停止期間は、11/6～11/10

発症

解熱

解熱後2日目

※基準②

発症後5日目
※基準①

出席停止

登校可

(別紙 I)

インフルエンザ罹患報告書

岡山県立岡山工業高等学校 科 年 組 番

氏 名 _____

発 症 日: 令和 年 月 日

診 断 日: 令和 年 月 日

医療機関名: _____

診 断 名: インフルエンザ A型・B型・不明
(該当するものに○を付けてください。)

解 熱 日: 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名(自署): _____

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

※発症した日を0日目とします。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
1日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
2日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
3日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
4日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
5日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
6日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
8日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
9日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
10日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①②の両方を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあっては3日)を経過していること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」

(別紙Ⅱ)

新型コロナウイルス感染症(疑い含む)についての出席停止連絡票

【保護者が記入してください】

科 年 組 番 氏名

1 出席停止となる事由(☑をつけてください)

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある。
- 基礎疾患があり主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された。
- 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、保健所から濃厚接触者と特定された。
- 濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった。
- 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された。

2 出席停止期間

令和2年 月 日() ~ 月 日()

* 出席停止事由によっては実際に出席していない期間と異なる場合があります。

3 受診した場合にかかった医療機関

医療機関名 TEL

* 症状が4日以上続いている場合はかかりつけ医などに相談の上、必ず受診してください。

4 出席停止期間中の様子

* 初めて症状が出た日からの経過(体温、症状、受診の状況等)を記入してください。

上記について連絡します。 保護者氏名(自署)

担 任 記 入	出席停止期間: 月 日() 限 ~ 月 日() 限(日間) ※()内は休日を除く、登校日のみの日数をご記入ください。 早退・遅刻をした日は1日と数えます。 上記期間出席停止をお願いします。 担任
------------------	--